

朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光を利用した家庭での発電を奨励し、電力消費を減らすことにより、低炭素社会を実現し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、朝日町補助金等の適正化に関する規則(昭和58年規則第8号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本町に住所を有する者(本町に住所を有しないものであって、補助金を申請する日の属する年度(以下「補助金申請年度」という。)の3月末日までに本町に転入し、居住することが見込まれる者を含む。)であること。
- (2) 町税等を滞納していない者であること。
- (3) 次条に定める補助金の交付対象となる事業について、町で実施している他の補助制度を利用していないこと。
- (4) 当補助金制度を利用したことがないこと。
- (5) 補助金申請年度の3月末日までに実績報告書を提出できる者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)を設置する事業とする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住する予定である町内の住宅(店舗、事務所等との兼用も含む。以下同じ。)又はこれらの住宅に付属する車庫、物置等へ新規に設置するもの又は増設するものであること。
- (2) 対象システムは、低圧配電線と逆流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力(当該対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示で、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)とする。以下同じ。)が15キロワット未満であること。増設の場合は既設と合わせた合計値が15キロワット未満であること。
- (3) 対象システムの構成は、太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計及び余剰電力販売用電力量計を基本とすること(必ずしも単体の要素であることを要しない。)
- (4) 対象システムは、太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うものであること。
- (5) 未使用品であること(中古品は対象外)。
- (6) 電力会社と電灯契約を締結していること。

- (7) メーカー等によるサービス及びメンテナンス体制が用意され、国内にアフターサービスの窓口を有するメーカー等の製品であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムの太陽電池の最大出力に、3万円を乗じて得た額で、12万円を上限とし、予算の範囲内において町長が決定する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着工前に、朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る見積書の写し（対象システムの構成が確認できるもの）
- (2) 申請者の完納証明書
- (3) 対象システム設置工事着工前の状況を示す写真（申請時に建物のない場合を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、申請者に対し朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付して通知するものとする。

(工事の着工)

第7条 補助金の交付申請書を提出した者は、交付決定の通知を受けた後、工事に着工しなければならない。

(事業の変更)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業施行者」という。）は、補助金の交付決定後、その事業内容に変更（補助金の額に変更を生ずる場合に限る。）が生じたときは、朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金変更交付申請書（様式第2号）を町長に提出し、事業着工前に承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書等を審査し、内容が適当と認めるときは、朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金変更交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、町長は補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第9条 事業施行者は、事業が完了した場合は、朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象システム設置工事着工前の状況を示す写真（申請時に提出していない場合に限る。）
- (2) 対象システム設置工事完了後の状況を示す写真
- (3) 電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (6) 事業施行者本人の住民票
- (7) 付近の見取図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（補助金交付額確定）

第10条 町長は、前条の報告を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条に規定する確定通知書を受けた場合は、速やかに朝日町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（協力）

第12条 町長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じて対象システムに関する報告等の協力を求めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。